

三次市地域公共交通総合連携計画の概要

1. 経緯

平成22年3月17日作成

平成22年3月17日公表

2. 三次市地域公共交通総合連携計画の区域

三次市全域

3. 三次市地域公共交通総合連携計画に関する基本方針

交通機関の連携を強化します。

既存の公共交通の効率化を図ります。

交通空白地域における生活交通を確保します。

公共交通の利用環境を整え，利用促進を図ります。

市民が公共交通を守り・育てる気運を高めます。

4. 三次市地域公共交通総合連携計画の目標

市街地循環便の1便あたりの平均乗車人員を増加させます

三次市民バスの利便性を高めるとともに，運行経費の縮減を図ります

三次市民タクシー制度や自家用有償運送の導入を図り，交通空白地域を縮減します

5. 事業の概要及び事業の実施主体

中心市街地における移動を支える市街地循環便を整備（みよしウェーブ号を再編）

[実施主体：三次市，備北交通株式会社]

地域内における生活交通を支援

・利用拡大に繋がるように，三次市民タクシー制度を改善

[実施主体：連合自治組織，交通事業者]

・利用ニーズとの整合性強化，また運行の効率化を図るために市民バス等を再編

[実施主体：三次市，交通事業者]

・交通空白地域において自家用有償運送を導入

[実施主体：NPO団体]

市民バス等との連絡性を高めるために，路線バスを再編

[実施主体：三次市，交通事業者]

バス停留所の上屋整備など，交通結節点における利用環境を整備

[実施主体：三次市，交通事業者，連合自治組織]

高齢者運転免許自主返納の動機付けとなる施策を実施

[実施主体：三次市，広島県警察]

市民の利用意識を高める情報提供など、公共交通の利用促進策を推進
[実施主体：三次市，交通事業者]

車両のバリアフリー化を推進
[実施主体：三次市，交通事業者]

6．計画期間

平成22年度～平成26年度

7．法第6条に定める協議会の有無

有

- ・設立年月日：平成21年3月6日
- ・名称：三次市地域公共交通会議
- ・構成員：別紙のとおり

8．法第5条第6項に定められている関係者との協議

具体的な協議相手先及び協議成立年月日

：三次市地域公共交通会議において平成22年3月17日協議成立

9．法第5条第5項に定められている利用者の意見の反映

三次市地域公共交通会議に以下のメンバーが参画し，4回にわたって協議会で議論を行った。

- ・地域・利用者代表（男性2人，女性1人）

以下のメンバーが参画する「市街地循環バス活性化検討会議」を3回にわたって開催し，住民や利用者の視点からの意見を把握した。

- ・三次地区自治会連合会（男性2人）
- ・八次地区自治連合会（女性2人）
- ・十日市自治会連合会（男性1人，女性1人）

三次市民バス作木町線に乗車し，利用者44人へ直接ヒアリングを行った。

三次市民タクシー制度利用者（2地域）への直接ヒアリングを行った。

パブリックコメントを平成22年2月1日から平成22年2月22日まで行い，6件の意見が寄せられた。

10．その他

- ・法第7条による提案の有無（無）
- ・送付時点における国の支援制度の活用
の想定
地域公共交通活性化・再生総合事業

別紙

三次市地域公共交通会議構成委員（名簿）

構成員要件	委員氏名		
(1)三次市	三次市 三次市地域振興部	副市長 部長	増田 和俊（会長） 中原 環（副会長）
(2)一般旅客自動車運送事業者	備北交通株式会社 十番交通有限会社 有限会社三良坂タクシー	営業部長 代表取締役 代表取締役	實兼 利光 有木 好文 國定 繁幸
(3)一般旅客自動車運送事業者の 事業用自動車の運転者が組織 する団体	私鉄中国地方労働組合備北交通支部	書記長	土井 弘文
(4)住民又は利用者の代表	三次商工会議所 三次広域商工会 三次市社会福祉協議会	総務課長 事務局長 事務局長	日下町 武内 一登 布野町 中村 義和 甲奴町 山田加代子 竹本 勇夫 湯藤 浩康（監事） 渡部 直文
(5)国土交通省中国運輸局広島運 輸局支局長又はその指名する 者	中国運輸局広島運輸支局	首席運輸企画専門官	富田 直也
(6)広島県企画振興局地域振興部 長又はその指名する者	広島県企画振興局地域振興部地域政策課交通対策室	室長	小林 即典
(7)道路管理者	三次市建設部	建設部長	藤井 敏美
(8)広島県警三次警察署長又はそ の指名する者	広島県三次警察署	交通課長	若林 達美
(9)学識経験者その他の交通会議 が必要と認める者	米子工業高等専門学校	講師	加藤 博和
事務局	三次市地域振興部 地域振興課	課長 係長 主任	元廣 修 佐々木 誠 明賀 克博